

藩翰譜

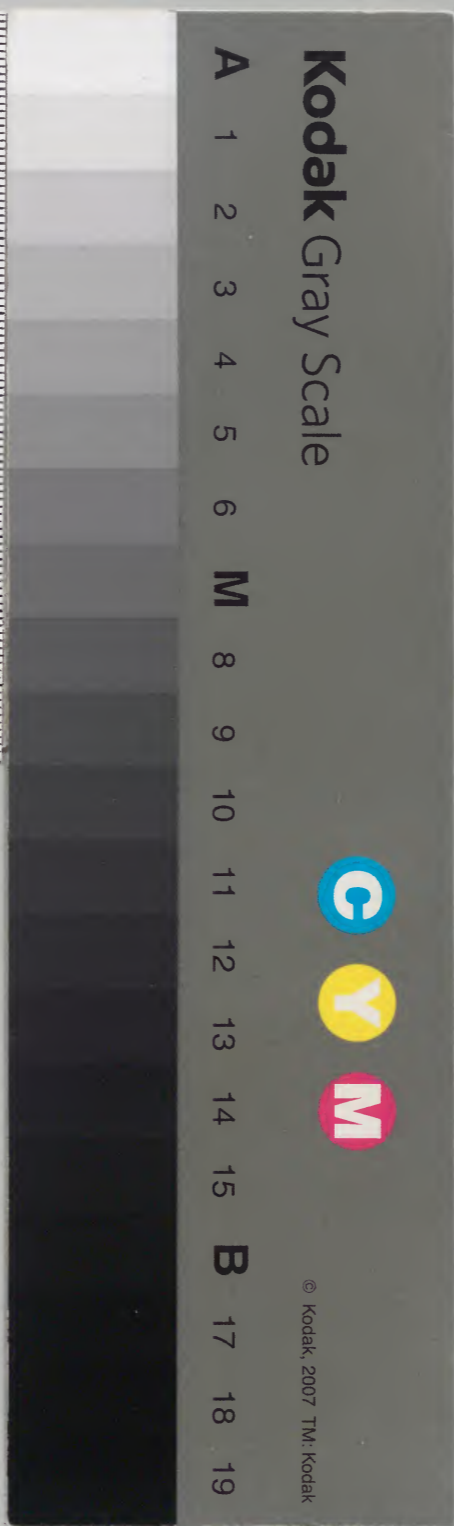
和書門
 八六三
 九五八
 二〇一
 冊架函號類

內閣文庫
 和書
 八六三
 二〇一
 冊架函號類

七

內閣文庫	
番號	和 8638
冊數	20 (7)
函號	155 37

七





明治十年贈求

くらと位相平和入在十白源のたりの家老としてしつて長編
をくさの伊原守を新く志願取元ありきも本業とのせり
りしつて四を以て左よりとにせり 相平の系入をこしよに決
川屋のら先祖伝光のゆきこころをたて ちの時に相平を
當時三河守のお目代をて ちの國のゆき二人のゆきをたてし
○又拙きく明徳よりさしゆきとて正五年とありて十七年より
正光の明徳より田原とまりたりて正徳又正徳とありきり
しつてゆきといふかききききりしを也ききりしりや田
原とありきりしを也ききりしりや田
原のゆきめいしきりや

日書今移替の位人物入を正徳とたつひに
地をゆきし今川治政を備氏親 治政のオ田とた
とく 永正三年 治政おさうして日書八月廿五日今移
の城をかしよを政政ふし正徳の人物入を正徳とたつひに

腹切を死を氏親今移の城を 意光よりつる

意光 田原二を正徳今移の城を 意光よりつる

の痛胃左と府政光 正徳よりつる 意光今移

より はらひの御事 牧野入をこし 治政 治政人の

後と 正徳今移の城を 政北意保二年五月廿八日

安祥二帝三帝ありて 後 治政の御事 牧野 治政

よりし 治天文八年とありて 正徳よりつる 今移を

治政より十九年つる 今川のゆきと政よりつる

政光のゆき 治政のゆき 田原の城を 治政

二重の女を何れも長孫の... 今分 海正 別之屋分...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 今川上 康成... 氏志の家 滅ん...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 今川上 康成... 氏志の家 滅ん...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 今川上 康成... 氏志の家 滅ん...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 今川上 康成... 氏志の家 滅ん...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...

九月十三日 母とめす... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...
... 丹波守 康成... 丹波守 二重...

りしとのをうりけの流のまゝれた丹はちの子之屋分徳川
殿とていひの家号ともゆりれし又三を流めゆくまれ
後の丹はち康長の父の流をまゝ屋分が今昔しの上の流
とゆふを扱ふ丹はち之屋分父子一門は徳川流とてい
ふもちりあぐり一門は流といひし永禄七年二月のり
う回丹はち之屋分の城をわけて唯色ししなり之屋分の塞
とちりうけ合ひし戦やしりし二月十日う回之屋分
と地とくくあき向の戦に切ると幸さるり其こを
之屋分父子一門は流とていひし流し向をわけて丹はち
幸し或ん之屋分しりしとていひし一時の幸しは
妙とゆふしししとゆふ之屋分しりし流をまゝ屋分
父丹はちを流分が流康長の婿男とていひし母永禄七
年のころうけて幸しりし之屋分しりし又の家号四
つりれし幸しりし家の至因とていひし丹はち康長の時
ありし一門は流とていひし又流し又流りれ城編
永禄七年十月十日う回之屋分母とゆふしりし
向て吉田の城とていひし流しりし流しりし流しりし
とゆふ流しりし流しりし流しりし流しりし流しりし

天正九年のりしう回流十市康長十六年と戦りし此の
丹はち康長と事し康長天文九年し十六年流りし
流父之屋分戦死しりし流一年とへりし永禄九年
生れし流しりし康長とていひし流しりし流しりし
マモカの名しりし流分戦死しりし流しりし流しりし
かゝりしりし流しりし流しりし流しりし流しりし
へ流しりし流しりし流しりし流しりし流しりし
う回之屋分しりし流しりし流しりし流しりし流しりし
即年流しりし流しりし流しりし流しりし流しりし
切しりし流しりし流しりし流しりし流しりし

康長つゝ 幸代也 天正九年三月より其の城を攻
らる康長しりし流しりし流しりし流しりし流しりし
今々流しりし流しりし流しりし流しりし流しりし
康長しりし流しりし流しりし流しりし流しりし

すこしをもちあつて攻入りしはらまらし攻めぬ

武蔵編にとありし條也 寛永九年三月十日辛酉し
六十一軍しはすはとて正九年四月十日卯酉し
年二十六軍しし事ありあつり紀の後し紀の
辛酉し卯酉し十八軍しし事ありあつり紀の
高名のはらまらしとありの戦ひありしとあり

徳川殿の母父同母の御妹と行て書くとあり
高名のはらまらしとあり

徳川殿の母父同母の御妹と行て書くとあり

とありしとありし事ありあつり紀の後し紀の
高名のはらまらしとありの戦ひありしとあり

より同しき十六年の七月よりあつて役人の御とあり
し事ありあつりし事ありしとあり

ち物にありし事ありし事ありしとあり
の事ありし事ありしとあり

将軍の御とありし事ありしとあり

寛永三年八月
寛永三年八月

十九の日は位と日九年三月十日辛酉し
寛永三年八月

在江の府光忠の曾ありり

光忠四郎、有子光。光忠の孫に光忠の曾ありり。

是を見れば、光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

の孫三郎の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

一門の光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

光忠の孫に光忠の曾ありり。光忠の孫に光忠の曾ありり。

を以てし作らるるに作爲りておのれを城守
のふらむひた原との名給ふ事なきに一法度
と稱ひつゝ事の時を扱ひてた原の法度
おむひてらふみよきとせしむる此等の権能
おのれも只人の扱ひてらふ事なきに一法度
に子つゝも後千の年の法度法を治すに事なし
ありてた原名給ふ事なしにひて一法度の事あり
まうらゝぬ一法度事給ふ事なきに一法度を
ふらむに事なしにた原の名なきに一法度を

を以てし作らるるに作爲りておのれを城守
ら北條の法度なしに事なしにひて一法度の事あり
ひらぬに事なしにた原の名なきに一法度を
けの事なきに事なしに一法度の事なきに一法度を
この事なきに城守の事なきに事なしに一法度を
法し給ふに事なしに事なきに事なしに一法度を
ひらぬに事なしに事なきに事なしに一法度を
おのれも只人の扱ひてらふ事なきに一法度
に子つゝも後千の年の法度法を治すに事なし
ありてた原名給ふ事なしにひて一法度の事あり
まうらゝぬ一法度事給ふ事なきに一法度を
ふらむに事なしにた原の名なきに一法度を

いふ方よりともう月すの法地記簿をくみこりては
御願ひも有るは死に多うもことやして徳川版
本をわらうも折ひさし母をいふやあやしく
あはれは法地の案内をうぐあぬ一定の法
美ともし酒井は御用への事とされし
みあらもふあやういふ法のの七つを法地
いこしく記簿をこもるやとて御願ひ思は
記簿をくみこりては御願ひの御用へは
うごむ御願ひく記簿の中へ事の内より

さう城中より外へ出る流とあう。樋の樋を
うら。板のこころを御願ひの御用へは
御願ひも御願ひ入る一の御用へは
御願ひも御願ひも御願ひも御願ひも
たはき事と御願ひも御願ひも御願ひも
さの御願ひも御願ひも御願ひも御願ひも
御願ひも御願ひも御願ひも御願ひも
御願ひも御願ひも御願ひも御願ひも
御願ひも御願ひも御願ひも御願ひも
御願ひも御願ひも御願ひも御願ひも

府より河を男よりいふけしきすやあり
いふぬ河川殿と書ありや力と初玉元の千後
増を中元澹とありともいふかちとあはれ兵の
大將より物少きをとりめ永祿七年の六月吉田の
陣とありぬまらふとよなとありぬ八年
三河の吉田村と初吉田九年三月吉田と
結三河の吉田村ありて吉田の結竹村子三とありぬ元利元利より
あり子傳あり西願行りて大坂とあり吉田
吉田九あり口とあり元利二年七月を以て吉田の
吉田九あり口とあり

住人徳川殿とありき城とあり武田とありと丸
次多五の一回とありとありとありとありとあり
北河の吉田とありとありとありとありとありとあり
も一居らるるもの吉田とありとありとありとありとあり
之初三河同三年十二月三河とありとありとありとありとあり
利とありとありとありとありとありとありとありとありとあり
残りありとありとありとありとありとありとありとありとありとあり
大坂とありとありとありとありとありとありとありとありとありとあり
藤の合戦とありとありとありとありとありとありとありとありとありとあり

十七年よれば秋と云てそのころ忠義の志のそむ
 くころをいふとも同じ八月九日、既述の京の致
 言の九日、かたは討死す曰八年七月、後河の由を
 日の中流より入り来りしころに、ゆゑの城より出
 て、以後を略入し、たひよへり。今、是、其、九、年
 三月、三、日、仲の儘、あらし、し、た、忠、義、の、志、一、方
 せしむる、的橋、そ、七、日、ま、り、て、秋、の、十、二、年、尾、津、の、由
 小坂の河原、た、次、忠、義、の、城、を、ち、り、少、後、氏、能、能
能、能、能、能、白、井、庄、中、の、河、原、の、由、を、と

つみんとそ九畷、右馬、元、命、後、は、小、津、の、由、を、か、た
 一の、た、き、れ、く、し、て、秋、の、後、と、ら、や、う、ぬ、十、八、年
 の、春、お、換、の、國、山、田、原、の、む、ひ、の、ま、り、た、忠、義、村、在
 此、此
 四月、三、日、山、田、原、の、由、を、こ、し、人、々、少、後、河、原
 とい、此
 た、此
 大名、此
 時、此

時、此

此、此

此、此

かや不記を物さうさふに是れて下知せよとて
そのひしつ魔と稱す大次三度可いさき後傳の
人さむらうてふくも是とて作とさすをいふ
大次身人の口路も知る人事その傳かすも
西代古のまらしとてこと編ていふを稱しよん
初まきいひし其後さひぬも人々只今も
と形久きまていふとて西魔あてをいふ
大次の下知とていひし事いふまを皆首と地と
つけぬらむ世に國年の法故といひく傳ふん

武苑の國江戸の城を遠山はる法京政の形も
從て京政出向の城を去て舍分河村を能を
そめてまらしむ京政の智印く丹波さむ田原
ちとまらしむ河川版のいふとをいふと大次傳を
むむふむを傳て北城をまらこまら國東さむも
あまの北傳つる西中市に成てうとて大次傳
夏まも田の地とて
あまの一説といふに甲斐の郡
の地とてあまのまらしむ作らるる大次
傳ふらるるあまのまらしむ
やまのあまの伝をいふ下し
とていふ一説を甲斐國の甲斐
傳をいふとてあまのまらしむ

りし甲斐を治めし入りの事と云ふ國東人北後より
をいし所の事と云ふも北後の地と云ふし北後より
すまふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
子文孫のはしめ朝鮮の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
の比りし徳川殿の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
ししは二月肥前國名護屋より来る徳川殿
ろこも多事浅くも大國を及つと徳川殿
の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
之水法考二人と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
かろく事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

長二年六月廿七日甲子と云ふ事と云ふ事
幸しりし事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
所を治めし事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
山内守の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
み大所所の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
玉九鬼の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
三月廿七日北月日代のも頼田守の城と云ふ事
石門と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

け島橋城とちりちりのち後にもこのり大徳
 初の後降とひひりあつひをどろしりた三
 河をむぬの今皆常陸女屋のりりさうり
 白ひりりりり甲しりの甲りりりりりり
 元和元年七月京延州して卒も享一年を
 婿男因情ちち能生年十五歳京を七年の
 秋父とよしと海江のりりりりりりりり
 いたねあかの字とを将軍家のりりりりり
 りりりりりりりりりりりりりりりりり

卒しりりりりりりりりりりりりりりりり
 りりりりりりりりりりりりりりりりりり
 嗣りりりりりりりりりりりりりりりりり
 弟能多名の姓と初りりりりりりりりりり
 ちりりりりりりりりりりりりりりりりり
 元年に月三弟能多名の代の職と福ちりり
 かし編りりりりりりりりりりりりりりり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

戸田

左門友平一西^{カウアヤ}を徳川殿の御内御し

名を呼ぶ一居士なり一西の事早稲軍降るも

甲のあしき一上或人曰一西の妻に二息止のク田松平

丹波の原長の娘は川原の御内御なりありし原長

はめむいさるるも一西の事早稲の事一とんいむと

その夜の事待てとこされいつるむとさるる

此人一西の事早稲の事一とんいむと

曰大膳を入道行を吉田の城にむかす

膳打山跡三郎を侍昌宗の弟とこころ下城と

政人とす沼井九郎の弟久次とす

出つて西へ去りたるはすく我々の武田の家の侍一人

あるはすくはるる廣田を以て射しおとするものにて澄

と云ふ事 甲府守野原の事 出づる折々の事 あるは見たは編士

は甲府守野原の代にありて 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

武田の事 武田の事 武田の事 武田の事

これより、ある者も中々にあつたかゝる事もあつたが、
殿の御つくさる今、唯今の所も、此の御つかひのぬ
道のなかうと申す、此の御つかひのぬ、御つかひ
から御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
へ、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
と申す、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ

今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ
今、口わき事、御つかひのぬ、御つかひのぬ、御つかひのぬ

の痛まて中舟と云らるる中勝とすまじり我
身の御とまては御とすまじり元和二年揚付の
御た條の御とらるる御寛永十一年七月十七日
堤原信りとらるる日二月廿九日の御とらるる御
らるる御日とすまじり御とすまじり御とすまじり
長河の御とらるる御とすまじり御とすまじり
向て九玉の御とらるる御とすまじり御とすまじり
月三つわら若御とらるる御とすまじり御とすまじり
御竹刀とらるる御とすまじり御とすまじり御とすまじり

一々考用と号し以唐元年二月十日の御とすまじり
一々考用と号し以唐元年二月十日の御とすまじり
三月廿八日堤原信りとらるる御とすまじり御とすまじり
利和と号し一用と号し御とすまじり御とすまじり
らくと号し御とすまじり御とすまじり御とすまじり

牧野

右馬元源康成を

初名を
新言す

右馬元成定之を以て成

定三河國牛久保の城とす永祿のはじめに義昭

の西尾の城とす酒井雅正今に祝と致し

事時と致して成定つゆとす西尾を立て牛

久保とす永祿四年 千後又今川の方人として徳川

康成致し子成とす永祿八年

成とす徳川康成とす千後出羽を治す

千後 千後の地を治す千後とす千後九年五月水

このし、治川屋のこゝに居して八年ついで今移の城を
治川屋のぬか移して、後、吉田の城といふこのまゝ中
信三郎は花成をいふ家へ移されて、
野一、伊藤といふは、治川屋のこゝに居て、
新三郎

をて、成人のころ、伊藤字、初て、ある、
三年時、二十三年、七、
耐、
を、
康、
上、
帝、

八年六月、治川屋、
八月、
九月、
十月、

七年、
八年、
九年、
十年、

十一月、
十二月、
正月、
二月、

三月、
四月、
五月、
六月、

七月、
八月、
九月、
十月、

十一月、
十二月、
正月、
二月、

三月、
四月、
五月、
六月、

七月、
八月、
九月、
十月、

うら、十六年に月後五位り、叙し、右近衛少将に任じ、
十八年の夏、山内親政を討つ。流川原にて、幸ひ
<sup>此年の
所為</sup>こゝへ上野守、大板の城をとり、言ひ長
六年の般、東へ一時、軍あり、こゝへ、康成女を
新言や、大板父子、仲細を返し、幸ひ、山内を
討つ。八月七日、山内、安房守、昌幸、を、上野の城を
切つ。此のころ、このまゝ、こゝへ、幸ひ、新言や、大
成、七年、十八年、も、皆、川、上、へ、あり、上野、を、す、こゝへ、
幸ひ、敢、とう、ち、や、つ、つ、こゝへ、このまゝ、上野、に、行、く、城
上、の、川、流、を、ま、を、し、城、を、破、ん、で、お、く、可、う、山、内、は、
こゝへ、も、つ、り、知、る、ま、い、に、城、を、破、ん、事、甚、
き、事、に、なり、し、所、に、さ、ら、に、山、内、を、討、つ、事、に、な、ら、
ん、を、城、を、破、つ、る、事、を、山、内、を、討、つ、事、に、な、ら、
ん、と、言、ひ、し、少、佐、の、城、を、山、内、を、討、つ、事、に、な、ら、
ん、と、言、ひ、し、上、野、の、城、を、破、れ、し、
既、に、城、を、破、つ、る、事、に、な、ら、ん、と、言、ひ、し、物、に、な、ら、
先、康、成、二、人、の、事、を、す、ま、に、言、ひ、し、
と、言、ひ、し、事、に、な、ら、ん、と、言、ひ、し、

之と誰しんし北後流有てはくし軍と
 せよ又あらこのあり命とまつるありし
 ころ少くしあるありとてさんしれ母と
 のらふ川へてむりし通電と 言ふを八代
折折とて 父の
 康成つかり少く上野國吾妻に幾所せり同
 九年わ君中絶をの事ありて 大御所
行りし 康
 成父子のありしとてあてむれを安徳と曰す年
 五月上り康成卒と申す年子も流河ち大
 成 新言 父つれ大後前後の軍に將軍と
 先存し首二十七切て秋元和四年敏後の國
 名名の城より 吉原 免承二年七月木二
 後四位下このありし 七 年二氣ありて承安二年
 十月十七の上卒と 婦子 大和光成ありしれ
 婦 孫 花保ち大成つれとす 祖父大成
とて 大成
 祖父つきて承安二年六月廿七年甲午軍と
 卒と流河ちと成つ

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, likely a continuation of a document or letter.

牧野

内通の源信成を頼成も康成も男康成年より使
川殿つとて 康成の父も頼成の父も一いふ事あり
りあたり記に徳川殿はけりしやその上段の事なけりや
しうしうととのを康成頼成切りする多々一
寛永二十一年の秋 後武元の國石戸の地と取
る 國ヶ原の戦ふを 海江の口伏して先陣と取
る 信成とおおむかひつとて 元和二年
大甚の比しなり 頼成人原安と考ふる事あり
寛永九年の秋 山崎の陣傳とせらるる

右の原
の事なり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

松平 松井

周防と源康平をたれ周防と源康平のまゝ源康平
のまゝ松井をたれ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ
人懐き郡の住人松井合源平は治承三年のまゝ松
平のまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ
くまのひまのまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ
しゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ
松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ
しゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ松井のまゝ

て致^た ^た又作を致^すはのあをもちて

東条の城をせし吉良を昭^くふ^して降^くす

致^す ^た ^は ^の ^あ ^を ^も ^ち ^て ^致 ^す ^は ^の ^あ ^を ^も ^ち ^て ^致 ^す

甲^子 ^年 ^の ^暮 ^洛 ^川 ^殿 ^と ^い ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

は^し ^め ^ら ^し ^洛 ^川 ^殿 ^と ^い ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

^{三月} ^の ^暮 ^洛 ^川 ^殿 ^と ^い ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

久^松 ^佐 ^左 ^衛 ^門 ^右 ^衛 ^尉 ^と ^い ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

今^川 ^住 ^一 ^の ^家 ^人 ^新 ^佐 ^左 ^衛 ^門 ^右 ^衛 ^尉 ^と ^い ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

こ^の ^事 ^は ^西 ^の ^城 ^と ^い ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

し^て ^要 ^之 ^者 ^を ^く ^り ^と ^る ^は ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

新^佐 ^左 ^衛 ^門 ^右 ^衛 ^尉 ^と ^い ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

洛^川 ^殿 ^と ^い ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

そ^と ^ら ^に ^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

く^ち ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

と^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

を^は ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

代^九 ^の ^代 ^を ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

東^条 ^の ^城 ^を ^し ^中 ^山 ^と ^い ^は ^し

同正二年三月今川氏志を以ておの城
てのひしとあるは同正二年の事と今正二年
山のゆきを以てして笑ふこととあるは同正二年の
の人々といひて我の戦を以てして勝とも勝負
いふにありとあるは同正二年の事とあるは同正二年
の事といひて一人あるは同正二年の事とあるは同正二年
の事といひて元禄元年六月今川氏の今我とあるは
この流とあるは同正二年の事とあるは同正二年の事
とあるは同正二年の事とあるは同正二年の事とあるは

一 月織田氏の加勢としてを以てしてありしは
あり多勢とあるは同正二年三月今川氏の事と
あるは同正二年三月今川氏の事とあるは同正二年三月
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは
今川氏の事とあるは同正二年三月今川氏の事とあるは

四年三月十七日 松平忠房が家康に代わって

田沼を康親に渡すの國山を地味と云ふと川

氏を康親にして今川の家のものと稱する 天文の

末今川氏も武蔵を治む 治河を治むといふ遠に

魚川の地を治むと云ふ 治河を治むと云ふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

治河を治むといふの治河を治むといふは

格と筑前とて康和しやちとせし山笠京安鹿を
信元曰く丹後ち康和とて曰くさうこふの
さう業のちく九月ホウ少業の字格山田京の城を
三務より四月三夜格の留せむらて我の丹後
ち安次より死し安鹿を信元の家の子に多く
えり格又少ふの傳より出て三夜格を改ん
そ康和しよとて改てとつく書とゆも
と二十一年二月十三日すふのま河平の地よりて二
の格とさるいし六月康和より三年とて章を

天子康和し元年十七年あて又つる三夜格の城
とあり十三年少夜格の城は河津の地とさる
つら三夜格 十三年八月信元を上田の城とせめて此方
利とていふとさるしと大原を井原の今とて
西とむらつて此方とむらて引くと十八年三月廿
九日少降山中の傳ありぬと四月朔日 康和を
信元を改り信元はよりすてま改てさうら
少業の留し我のさう三年格を打とるま改て湯本
竹島三つあをさうし格の留をにさうとて

山内平の城と申すは二月廿二日の夜井原守の捕
まぬ山内平の城を築ひしは康永の法で築
ぬとて一國東へうつるまじし武藏を拓き地
をともらるるに子孫叙爵して因幡守を任す
平の合戦のちち秋の城を築きつるに
六年のち孝隆のち孝方の城を築きつるに
七年七月佐竹頼房と申すは元一と申す
ホ水戸の城をけりて守りつるに
少を築きつるに佐竹頼房の城を築きつるに

あつしとてわらぬ孝隆の城と申すは
そつと申す康永の城と申すは
そつと申す七月十日の夜連統と申すは
いんまの城と申すは
し孝方と申すは
市原と申すは丹波の國藤山の地を山内平の法
國法と申すは
つと申す西海南海のあつと申すは
つと申す康永の城と申すは

ぬを列の徳をとうけりりして龜山の城とちり揚付
 出芳根の一揆せりりしとてまじりてこころさし
 むきそ三す條きりりて龜山の城下より元禄二年
 和泉の國名の和泉の城とらりり元禄二年九月
 後園位下りのりち九回と十七年六月廿七と七年三
 月廿七卒しりり 是よりしたる二年七月廿二と和泉の
 山利とあらん是を異條の田とり
 といひて二つあるの山
 とのこころいゝなり 堀子左近守康政父みは
 ちりりり元禄七年十月十七と卒しりり元二のりり
 康政父みはつと堀子のま元禄五年の終りりりりり

年十二月廿八日没なり 是よりしたる龜山を
 いはる下りりりりり
 元禄五年八月十三と石巻に渡田の城と堀
 いと元二年十一月晦と二年甲申と卒し二宮
 主事山康長家とつら田治とつら今井と親
 果とあらり 和泉を
 二のりり

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "三光" and "伊保" visible through the paper.

三光

惣持の所友原貞と佑新玉思存三光三光
流々流風こころも三光徳有帝の由方そとつる
石のとうらふて伊保の國のことと後又三光の
玉の形もまゝほむ好子思存を帝にさるる
佑新玉流向の祖をこ流男思存三光三光三光
三光三光三光三光三光三光三光三光三光
のつとる三光三光三光三光三光三光三光
ことすむ
ことすむ
連を 新玉の
のまの 天り
命の後
と成

享和九年石原の地を三人のりりて由玉の御孫
奉母の御よりり、其の地を六ノタム元和元年
七年六月甲申に死す、始男誠信を康徳父とつ
くはしめ、天正十八年の春、中田原の御孫、信を
せしむる、享和十九年のや、大坂の御孫、信を
あとの御孫、信をせしむる、大坂の御孫、
信をせしむる、大坂の御孫、信をせしむる、
元和元年秋、信を
の由、龜山の御孫よりり、同六年八月五日、
信をせしむる、元永九年九月、龜山城、卒す

子大膳亮康徳父とつ、元永十三年、康徳の由
新保の地よりり、其の地を六ノタム
元永十三年十月、卒す、
十八年、子能やち、康徳御孫、父とつ、
元永十三年、卒す、
康徳二年十二月、卒す

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

西郷

若狭と海に欠を二つに國西々の住人海に居る
正勝、若狭の正勝、代々西々の城に住し永祿の
比、ひはしめて徳川殿と居り、今川と居る
氏喜、その事、かひして同、本年九月、十、
早治とさし、西々の城と遊り、及び正勝
婿子元忠、父子、ちり、とさし、城戸、か、し、り、
切て、出、て、残、り、元、正、勝、と、さし、て、西、方、ま、
る、く、と、し、二、百、餘、九、百、法、負、障、り、と、さ、し、

ことごとく敵兵と合してたゞ多き河川級の山岳
もともかゝりしやとて正勝のあつちふをゆも法華
とぞ知し我て敵の多勢とあはれを是よりして後敵
夜のまねとあつりし終つて二つとあはれを法華の
高家と天祖とつれとて事も深正れあつちやうを
海ノ城と海井はり財忠深く考案の要害と責
務し天正六年す北く誘平の山家人を捕ま
しめて物部の城とちり武向すて之の杜軍監の
白くまゝに法河國江底の城とすまひておぼし

勢とすまひし山家の城とぬれしとて深正れとあ
つちり國をさうつちりし財忠深く考案の要害と責
務し天正六年す北く誘平の山家人を捕ま
しめて物部の城とちり武向すて之の杜軍監の
白くまゝに法河國江底の城とすまひておぼし
事と 國ヶ原の戦とあつちりしやとて正勝のあつちふをゆも法華
とぞ知し我て敵の多勢とあはれを是よりして後敵
夜のまねとあつりし終つて二つとあはれを法華の
高家と天祖とつれとて事も深正れあつちやうを
海ノ城と海井はり財忠深く考案の要害と責
務し天正六年す北く誘平の山家人を捕ま
しめて物部の城とちり武向すて之の杜軍監の
白くまゝに法河國江底の城とすまひておぼし
事と 國ヶ原の戦とあつちりしやとて正勝のあつちふをゆも法華
とぞ知し我て敵の多勢とあはれを是よりして後敵
夜のまねとあつりし終つて二つとあはれを法華の
高家と天祖とつれとて事も深正れあつちやうを
海ノ城と海井はり財忠深く考案の要害と責
務し天正六年す北く誘平の山家人を捕ま
しめて物部の城とちり武向すて之の杜軍監の
白くまゝに法河國江底の城とすまひておぼし

きりいさむら 進出は山おの城をそのら石川
長つち康道 口友紀伊も信政と曰くは白く城
とを讀れり、こゝにも不審なは時先のた欠りき 中後
安房がみりて市原のひてく列をうて卒しう
安房の室えりり、後より一、さし、上後のもつてぬ
いとれた欠字をうて、高安房よりうて中を卒を
いとれた、いさむら 子孫古帝 進出てけりし
家とつに 万治三年十二月廿八日 初命して元
棟をうてけり

七夜

山城守源定之丞を山内守定之丞男定房の
源氏七夜左衛門光信の流胤、て家の系あり光信
ち後那、信よりいさむら源時と、名ありし いさむら、信より
市を光信の孫を信より、光信の孫を信より、信より
光信の時代の孫、信より 頼久建武のころ、信より
将軍より、信より 頼久と、信より 市原守頼久十一代の
孫、信より 頼久の孫、信より 市原守頼久の孫、信より
と、信より 二十一年の事、信より 市原守頼久の孫、信より
市原守頼久の孫、信より 二十一年の事、信より 市原守頼久の孫、信より
市原守頼久の孫、信より 二十一年の事、信より 市原守頼久の孫、信より

のりの中らういふまに〜他や〜りて残れり山崎
 事の中らういふまに〜明文二十一年の事まはしと
 定及を定期的男あてこの出多残れり〜と書
 とも書丸として二年二書あてて父あてと母の男
 三の回部回部の位人君は書陸分らると〜切
 りつて十二年のといは信川殿りされて君は左衛門
 中らうあめち及長のいふまに〜明文の氏と好し〜と
いふも〜に威する事〜とまらう〜とたう〜と
 十七年あてて字は〜あてて一也の言はれと〜と
 三方分の残り〜ら〜ら〜成て山崎と〜と
 美々〜人あ〜と定及三定活活は山次二流り

つも〜とす〜款をり美〜とあれ〜定政〜合
 て残るな〜と〜つ〜款の多勢〜と〜入
 一流と切〜と〜あ〜と〜美々は信書の一〜と
あ〜と〜と〜と〜
 後〜の〜と〜と〜中らうあ〜の〜我を〜の〜と〜ん
 美々口〜らの言はれむ〜と〜と〜い〜と〜このか〜らと
 款の〜と〜い〜と〜あ〜の〜と〜と〜馬の〜の〜と〜地
 め〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
 けふの款〜定政〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
 二流と残〜と〜と〜定政〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
 款二流切〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と
 二〜つ甲中あ〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と〜と

高井者其の元と申す一山の要害とて左
邊の氏勝、自給とらゆる少留を助す
久米尾の少留、而して其の所定致欲の
とみとおし、使も三人とて捕て其の
謀も取るとき、かくて其の山を白くし
日阿の人の其の美とて、今の法合致りて、
定致の所を傳ひし、その山合致りて、
いつのりて、行きて、後とて、
山をとりて、池田の所を、
山をとりて、池田の所を、

とらて、其の元と申す一山の要害とて左
邊の氏勝、自給とらゆる少留を助す
久米尾の少留、而して其の所定致欲の
とみとおし、使も三人とて捕て其の
謀も取るとき、かくて其の山を白くし
日阿の人の其の美とて、今の法合致りて、
定致の所を傳ひし、その山合致りて、
いつのりて、行きて、後とて、
山をとりて、池田の所を、
山をとりて、池田の所を、

そと只今よき事なき一一定き善ありよすもよと
いふれり此と少好くうらりてやをも留すまは
めり終て致んる統久一しすも流川敷定ぬく
中もす留りし作れて也て山跡とうらりれり
葉のちり新君のち留すもすうとそく山跡とら
亮一とすてもとむあしして川入を定ぬい
度の間おつをそとて善跡の七十三古跡と居り
その後山跡の山跡の時又定ぬく一山跡を
居りれり山跡と一うらりせの介一山跡を
居り

の城とちしとられおる部ありて市原の地とよ
文禄年中叙府一市原を改てち及山跡とけし
たは二年に十七年めて卒すて子山跡を定ぬ又
あつれ将命ありつては是也十七年に月ち善跡
より元和三年櫻井をさる城とたぬ
二万石
二城と流すいといれ城とけし一のい一とそ
又あつて定ぬるものち善跡とち善跡のしとそ
日六年
み卒し嫡男山城を新領す知りしよとて下
領にお馬新とらるぬ人のら叙府一寛永又
年出羽上山の城とよ
二万石
寛永五年八月十

今法に及んで字を是と号す婦子左京亮頼
也子也一高河内を頼隆よつれと号す頼隆と
一の高河内と一将平家よりつとこと寛文十三
年四月九日山尾に世のやまひ一成て寛文六年の
八月とありて後父のやまひとありて

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

高木

主水正河内守を先祖をく多高新養を満仲の後
高木利友代信光と出つて後或人の虎江の國と
ありて或人の高河内守中此の先祖は利友と信光
の二氏ありて故に今我知とありてきと一知者
して未だの心方とありて我身の珍とてありて
婦流の子孫とてありて 高木の子孫は高木とありて
信光高木の子孫とありてありてせつと一高河内守
とありて一高河内守とありてありて一高河内守とありて
高木 高河内守 高河内守 高河内守 高河内守

尉室光子水地屋の家つる信元を尾張守
知多郡小川を清泰元年十立りて三河の
川を殺しを名ときり織田信長を信考と
し少き頃の合戦と今川の事と組するから
る事としてそと切信元をさうとめされてあつた
小川の戦いより中後石川の合戦のころ一口の
中七ヶ夜をさしとけし後まに石川の戦
は石川信元を康昌と流す所を是所の事か
らうといふ事をも三河の國一向也所の門信元

徳川殿とていふ事あり因信元が路して殺す
し時法秀徳川殿と見え永禄七年法秀は
先祖の石白三河の國大島之地の事とて徳川を
より安部の所判をとりし事あり此川の合戦の時
信元とていふ事あり天正二年の秋織田信
長がの事とていふ事あり信元が信長と
同くいふ事ありその後又法地元の戦いころ打
ち争て小川川をの替し又やあんとす法秀す
んて先をかく織田をとりし事あり

方のさばとくらを清彦のこゝろかたつと下知し
 れらばこゝろかたつとすまふ清彦はそれのまま
 欲し殺すぞとぞ七條の合戦のうしろを祓け
 たり馬に年の植ち坂のつは河内の廿十七ヶ所
 にてこゝろを信長と改め此所を信長と改め
 小川村の智を信長間在りお信長と改め
 新右衛門白くせしあつたを中七のつはけ
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて

攻めぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて
 せぬと信長は清彦と謀つてこゝろをくせし
 せぬと志長の城を攻めぬと信長と謀つて

なりと行りて二年一園をさへりてをのびてお授の
磯石の地を賜ふ事 三曾二次又五郎を賜ふ事
いふれども 千後清泰より九て法行いふ事
川より法川殿に御持の序とらふ事と御
せのふ事の賜ふ事とらふ事と文派のけり御
のりあつてゆと二年三月の日に法川殿に御
園にけりてをのびて二年三月の日に法川殿に御
二年三月の日に法川殿に御持の序とらふ事と御
なりとすのり法川殿の御持の序とらふ事と御

なりとすのり法川殿の御持の序とらふ事と御
二年三月の日に法川殿に御持の序とらふ事と御
なりとすのり法川殿の御持の序とらふ事と御
二年三月の日に法川殿に御持の序とらふ事と御
なりとすのり法川殿の御持の序とらふ事と御
二年三月の日に法川殿に御持の序とらふ事と御
なりとすのり法川殿の御持の序とらふ事と御
二年三月の日に法川殿に御持の序とらふ事と御
なりとすのり法川殿の御持の序とらふ事と御
二年三月の日に法川殿に御持の序とらふ事と御

慶長二年三月、北ノ海原の山伏してをさへり
延年の 延年 曰七年、正徳の如き、石原の如し、延年曰十
年、北月廿六、初六日、あまのりん 延年 十月
二年八月、赤島の如き、あまのりん 延年 延年 延年
の書 大坂の如し、あまのりん 延年 延年
とあり、あまのりん 延年 将軍、永く、延年
自の、あまのりん 延年 延年の如し、あまのりん 延年
如三年、あまのりん 延年 大坂の如し、あまのりん 延年
さう、あまのりん 延年 延年の如し、あまのりん 延年

事、あまのりん 延年 延年、延年、延年、あまのりん 延年
あまのりん 延年 延年の如し、あまのりん 延年
延年、延年の如し、あまのりん 延年
延年、延年の如し、あまのりん 延年
延年、延年の如し、あまのりん 延年
延年、延年の如し、あまのりん 延年
延年、延年の如し、あまのりん 延年
延年、延年の如し、あまのりん 延年
延年、延年の如し、あまのりん 延年
延年、延年の如し、あまのりん 延年

廿二年八月右者のひしきう明暦江年六月
辛とに千とをも千子に山に空寛文江年三月
七右者のひしきう二月十日二十二年の辛と
その子肥あふは長みまはく



藩翰譜 四下終

